

一、本會社は、昭和十一年四月一日、東京府千代田区千代田に設立せられたる。其の目的は、日本製鋼所の業務を擴張し、その利益を股東に分配することにある。

二、本會社の資本は、千萬元に定むる。其の半額は、昭和十一年四月一日に払込まれ、餘りの半額は、昭和十一年十二月三十一日までに払込まれることとす。

三、本會社の業務は、日本製鋼所の業務に關する一切の事務を執行することとす。

四、本會社の代表者は、取締役及び監査役とす。

五、本會社の役員は、昭和十一年四月一日に選任せられたる。

六、本會社の事務所は、東京府千代田区千代田に設けらる。

七、本會社の業務執行は、取締役會議の決議による。

八、本會社の利益は、昭和十一年四月一日から昭和十一年十二月三十一日までの期間に於て、昭和十一年十二月三十一日までに算定せられたる利益を、昭和十一年十二月三十一日までに股東に分配することとす。

九、本會社の業務執行は、昭和十一年四月一日から昭和十一年十二月三十一日までの期間に於て、昭和十一年十二月三十一日までに算定せられたる利益を、昭和十一年十二月三十一日までに股東に分配することとす。

十、本會社の業務執行は、昭和十一年四月一日から昭和十一年十二月三十一日までの期間に於て、昭和十一年十二月三十一日までに算定せられたる利益を、昭和十一年十二月三十一日までに股東に分配することとす。

株式會社日本製鋼所

株式會社日本製鋼所

四日以後ノ情勢ハ未ダ詳報ニ按セザルモ勢正會ハ前記ノ回答
 書ヲ重テ書留郵便使ヲ以テ會社ニ送付シ更ニ結束ヲ固クシ争議
 フ組織セントスルモノノ如ク來ル十日ノ出業ニ於テ果シテ工
 場ノ秩序ヲ全ク回復スルコトヲ得ルヤ否ヤ甚ダ懸念スベキ狀
 勢ニアリ

日本製鋼所
 株式會社